

国際学術交流助成規程

平成 25 年 2 月 23 日 制定

平成 30 年 6 月 2 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 4 条 2 項に基づき、外国の優れた診療放射線技師とわが国の診療放射線技師の学術交流の奨励・助成を有益で有効な事業として行うことを目的とする。

(助成区分)

第 2 条 本会は、前条の目的に合致した以下の活動に対して、旅費もしくは滞在費の一部または全額の助成を行うことができる。

- (1) 外国人研究発表助成事業
- (2) 海外研究発表者渡航助成事業
- (3) 海外発表促進助成事業

(対象)

第 3 条 助成を受けようとするものは、次の各号のいずれかに該当することを要する。

- (1) 外国人研究発表助成事業

外国において診療放射線技師として業務を行っている者もしくは診療放射線技師教育に携わる者で、日本診療放射線技師学術大会において研究発表を行う者。

- (2) 海外研究発表者渡航助成事業

本会の会員であり、ISRRT、AACRTおよびECRにおいて研究発表をする者。

- (3) 海外発表促進助成事業

診療放射線技師養成機関に所属する学生および大学院生で、ISRRT、AACRTおよびECRにおいて研究発表をする者。

2 当該事業に応募する者は、各事業の実施要項に基づき国際委員会（以

下、「委員会」という。)に各事業の実施要項に基づき申請しなければならない。

(選考)

第4条 委員会は各事業の実施要項に基づき、選考を行い、その結果を理事会に報告しなければならない。

2 委員会は、学識経験者よりなる選考会議を設け、選考を委託することができる。

3 応募の申請者の関係者は選考に加わることはできない。

(義務)

第5条 助成金を受領した者は、当該活動終了後14日以内に、委員会に報告書を提出しなければならない。また、日本診療放射線技師会誌に当該活動の概要を報告しなければならない。

(返還)

第6条 助成申請を行った者が渡航を中止したとき、もしくは演題が不採択されたときには、直ちにその旨を報告し、助成の全額を返還しなければならない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は委員会において審議し、理事会の議決によるものとする。

付則

1 この規程は平成25年2月23日より施行する。

2 この規程は平成30年6月2日より施行する。